

○南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱

令和4年8月31日

告示第74号

改正 令和5年3月31日告示第48号

令和6年3月27日告示第22号

令和7年3月28日告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、電話を用いた特殊詐欺等による被害の未然防止を図るため、着信前自動警告及び自動録音機能を有する固定電話機（以下「防犯機能付電話機」という。）又は固定電話機に設置する同機能を有する外付け機器（以下「外付け防犯録音機」という。）の購入に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内で交付する防犯機能付電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事前申込日及び交付申請日において市の住民基本台帳に記録されており、現に居住していること。
- (2) 事前申込日及び交付申請日において、満65歳以上の者その他市長が特に防犯機能付電話機又は外付け防犯録音機の設置が必要であると認める者又はその属する世帯の構成員であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税等の滞納がないこと。
- (4) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接

関係者でないこと。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、補助対象者の住居に設置する防犯機能付電話機又は外付け防犯録音機とする。

- 2 前項に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台1回限りとする。

- 3 第1項に規定する補助対象機器は、新品に限るものとし、かつ、オークション、フリーマーケットその他の手段による個人売買での購入を除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器の購入に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分
- (7) 補助対象機器に付随するサービスの加入及び利用に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象機器に応じ、当該各号に掲げる額と補助対象経費に3分の2を乗じて得た額を比較して、少ない方の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 防犯機能付電話機 10,000円
- (2) 外付け防犯録音機 5,000円

(補助金の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯機能付電話機等購入費補助金事前申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等の写し）

(2) その他市長が必要と認める書類

（審査結果の通知）

第7条 市長は、前条の規定による事前申込みがあったときは、内容を審査し、防犯機能付電話機等購入費補助金審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により補助対象者として適当であると通知を受けた申請者は、補助対象機器の購入設置の完了の日から起算して30日以内又は補助金の事前申込日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに防犯機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証明する書類（購入店、購入日、金額及び商品名が確認できる領収書の写し）

(2) 購入した補助対象機器の機能が確認できる書類（カタログ、仕様書等の写し）

(3) 振込先を確認できる通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、規則第5条第1項に規定する交付決定を行い、規則第5条第3項の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認める者に対し、補助金を交付する。

（申請の取下げ）

第10条 規則第6条第1項の市長が別に定める期日は、前条第1項に規定する

通知を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第7条の規定による審査結果通知の日又は第9条第1項の規定による交付決定の日において、第2条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を防犯機能付電話機等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、防犯機能付電話機等購入費補助金返還命令書（様式第5号）により交付決定者に補助金を返還させなければならない。

(譲渡等の禁止)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて購入した補助対象機器について、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売り払い、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第14条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年告示第48号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第22号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年告示第47号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。